

知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その11）

—ビジネスモデル特許の進歩性が容認された事件—

平成19年度ソフトウェア委員会委員 下田 茂



1. 判決の要約

- (1) 事件番号：平成17年（行ケ）第10844号 審決
取消請求事件
- (2) 判決言渡日：平成18年11月8日（請求棄却）
- (3) 特許番号：特許第3103327号
- (4) 発明の名称：個人確認システム

2. 本件特許発明と公知技術の概要

本件特許発明の概要は、例えば、買い物をして支払いを行う際に、個人がレジで自分の携帯電話を所定のホルダ等にセットすれば、お店の端末機が電話番号を読み取り、カード会社のコンピュータに送信する。コンピュータは、携帯電話に電話をかけ、個人に暗証コードを入力させ、コンピュータは、電話番号と暗証コードを照合して確認を行い、その確認結果を端末機に送信して個人を確認するシステムである。

一方、公知技術（甲第1号証）として提出された発明は、「コールバック方法及び交換システム」に関するものであり、「交換機に暗証番号発生装置を設け、発信端末からの接続毎に暗証番号を発生させ、トーンキートランクからの発信端末への受け付け通知時に暗証番号も同時に通知するとともに、発信端末の発信者IDを発信者ID取得蓄積装置に格納する際に、該当する暗証番号も格納し、発信端末との通信終了後の情報センタへの発信者ID通知時に、該当暗証番号も同時に通知し、コールバックの際に、この暗証番号を用いて情報の認証を行う」ものである。

3. 事件のポイント

本件は、無効審判の審決（請求不成立）を不服として審決取消訴訟を提起した事件である。なお、判決は審決の判断を支持するものであるため、主に審決の内容に基づいて記載する。原告（請求人）は、甲第1号証を証拠として提出し、本件特許発明は第29条2項に該当すると主張した。審決（判決）では、本件特許発明は、「個人確認システムに関するものであり、買い物の決済、又は自動預入支払機における現金の支払い等において個人確認を確実に」し、他方、甲第1号

証発明は、「交換システムに関するものであり、複数のコールバック要求をした端末側で、コールバックの着信があったとき、その着信がどのコールバック要求のものなのかを判断し、また、コールバックを行う側が情報を配布するような場合に、コールバックした端末がコールバック要求を行った端末か否かを判別する」ものであり、本件特許発明と甲第1号証発明は、「発明の目的、及び作用効果が全く異なっている」のであるから、当業者は、甲第1号証発明に基づいて特許発明1を容易に想到することは到底できない」と認定し、本件特許発明の進歩性を容認した。

4. 本件事件の考察

ビジネスモデル特許は、ソフトウェア特許の一つとして捉えられるが、純粋なソフトウェア特許との明確な相違点は「ビジネスモデル」のアイデアが含まれるか否かである。甲第1号証発明には、そもそも本件特許発明に類似する「ビジネスモデル」が全く含まれていない。

審決（判決）において、「本件特許発明と甲第1号証発明とは、発明の目的、及び作用効果が全く異なっている」と認定された点を考慮すれば、本件事件のように、ビジネスモデル特許の進歩性を争う場合には、少なくとも「ビジネスモデル」の類似性が含まれる証拠が必要と思われる。原告の提出した証拠（甲第1号証）及び主張は、技術的類似性からのアプローチに片寄ったきらいがあり、判決（審決）は、ビジネスモデル特許の進歩性の判断における「ビジネスモデル」自体に係わる類否の必要性を示唆している。

近年に生まれたビジネスモデル特許は、従来技術を見つけていくという側面があり、本件事件においても、本件特許発明が「携帯電話」や「決済システム」等を対象としたビジネスモデル特許である点を考慮すれば、「ビジネスモデル」の側面から見た関連性の高い先行技術を見つけることは容易でないと思われ、ビジネスモデル特許は、特許に制約される側にとっては厄介な特許権といえるかもしれない。